

貿易管理	168
1. 2020年度の貿易管理に関する主な動き（総論）	168
2. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理	168
2. 1. 安全保障分野での輸出管理	168
2. 2. 国際条約遵守のため等に行う輸出管理	171
2. 3. 輸入管理	171
2. 4. 対内直接投資の動向	171
2. 5. 為替管理	172
2. 6. 経済制裁	172
3. 外為法に基づく許可承認等手続の電子化	173
4. 経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度	174
5. 貿易救済措置等	174
5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード	174
5. 2. 関税割当制度	175

貿易管理

1. 2020 年度の貿易管理に関する主な動き（総論）

貿易管理は、自由貿易に対して必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すことを目的として実施するものである。

具体的には、(1)「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づく輸出入の審査、(2) 経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書を発給・作成するための原産地証明制度の整備・運用、(3) 国内外の経済情勢などに合わせた不当廉売関税、セーフガード等の貿易救済措置の発動等を行っている。

以下、それぞれについて、2020 年度の貿易管理に関する主な動きについて報告する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、外為法に基づく申請手続等において 2020 年 4 月に押印を不要とする等の特例措置を講じた。その後、政府全体の方針を受け、押印廃止については恒常的な措置とした。

(1) 外為法に基づく輸出入の審査

安全保障輸出管理に関しては、国際情勢の変化や国際輸出管理レジームに対応し、制度改正や運用面の見直しを行っている。2020 年度は新型コロナウイルス感染症により、国際輸出管理レジームが対面にて開催されず、議論が進展しなかったことから、各レジームにおいて新たに合意された事項はほぼなかった。

また、北朝鮮に対する我が国の独自制裁については、拉致・核・ミサイル問題を受け、2016 年 12 月に閣議決定を行い、強化された。北朝鮮との輸出入全面禁止措置については、2019 年 4 月に期限延長の閣議決定に基づき、経済産業省においてはその厳格な実施を行っている。

さらに、防衛装備の海外移転については、2014 年 4 月に閣議決定された「防衛装備移転三原則」により、審査の手続きや基準が明確化された。以降、同原則に基づく運用を行っている。

(2) EPA に基づく原産地証明制度の整備・運用

2021 年 1 月には日英 EPA が発効し、2020 年度末時点で、我が国においては 15 か国・3 地域との間における EPA が利用可能となった。事業者の利用を促進するため、

2019 年度に引き続き、EPA に基づく原産地証明制度の普及・啓発を目的とした「原産地証明関連対策事業」によりワークショップ等を実施した。

(3) 不当廉売関税等の貿易救済措置

貿易救済措置については、2020 年 6 月に大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査を、8 月に大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウム（課税期間延長）に対する不当廉売関税の課税に関する調査を開始した。また、9 月に中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税を決定した。

2. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理

2. 1. 安全保障分野での輸出管理

大量破壊兵器及び通常兵器の輸出管理に関しては先進国を中心とした国際輸出管理レジームの動向を踏まえつつ、外為法、外国為替令（外為令）、輸出貿易管理令（輸出令）の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持という観点から厳格に輸出管理を行っている。

北朝鮮によるミサイル発射や核実験に加え、東アジア諸国の軍事力の強化等の我が国を巡る安全保障環境の変化や昨今の国際的な技術流出の顕在化をふまえた、輸出企業の適正な事業活動の確保と、国際協調の下での厳格な安全保障貿易管理に取り組んだ。

(1) 安全保障分野での輸出管理制度の概要

(ア) リスト規制

主に、ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおいて、規制の対象とする旨合意された貨物の輸出及び技術の提供について経済産業大臣より個別の許可を必要とする。

(イ) キャッチオール規制

リスト規制に該当しない貨物の輸出及び技術の提供について、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルといった大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣より個別の許可を必要とする。

(A) 大量破壊兵器キャッチオール規制

a 対象地域

グループ A¹を除く全地域

b 対象貨物

リスト規制に該当しない全品目(食料品、木材等は除く)

c 発動要件

用途・需要者に照らして、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合(客観要件)又は、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合(インフォーム要件)。

(B) 通常兵器キャッチオール規制

a 対象地域

グループ A¹を除く全地域(ただし、国連武器禁輸国・地域とそれ以外の国・地域については、規制の発動要件が異なる。)

b 対象貨物

リスト規制に該当しない全品目(食料品、木材等は除く)

(C) 要件

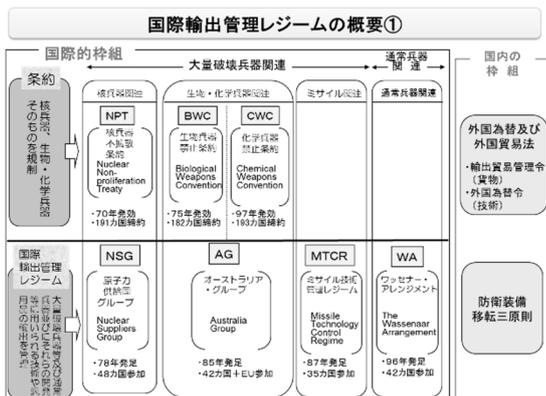
グループ A¹を除く全地域(国連武器禁輸国・地域を除く)については、インフォーム要件。

国連武器禁輸国・地域については、用途に照らして、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合(客観要件)又は、インフォーム要件。

1. 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国(26か国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国(アルファベット順)。(2020年度末時点)

<参考1> 国際輸出管理レジームの概要①



<参考2> 国際輸出管理レジームの概要②

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリアグループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	(1) 原子力関連用品・技術 ①核燃料 ②原子炉・附属装置 ③重水・原子炉燃料 ④ウラン濃縮・再処理等プラント (2) 原子力関連用品・技術	(1) 化学兵器 ①化学剤 ②化学兵器用製造設備 (2) 生物兵器 ①生物剤 ②生物兵器用製造設備	(1) ロケット、無人航空機 (ミサイル技術管理レジーム) (2) ロケット無人航空機に使用される資機材・技術	(1) 兵器 (2) 兵用品 ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信機関連 等
2. 発足年(日本の参加)	1978年(同年)	1985年(同年)	1987年(同年)	1996年(同年)
3. 参加国数	48か国	42か国+EU	35か国	42か国
4. 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、イスラエル、アイルランド、イタリア、日本、韓国、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、イスラエル、アイルランド、イタリア、日本、韓国、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国

<参考3> 外国ユーザーリストの公表

輸出する貨物の需要者又は提供する技術を利用する者が、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合には、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかなる場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

(ウ) 包括許可制度

貨物の輸出や役務の提供に係る経済産業大臣の許可を包括的に与える制度。

(A) 一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、電子申請を前提とし、グループ A 向けを限定に一定の品目の輸出を包括的に許可する制度。

(B) 特別一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、グループ A 以外の国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。

(C) 特定包括許可

一定の仕向地・品目の組合せの輸出について、継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出に限り、包括的に許可する制度。

(D) 特別返品等包括許可

日本において使用するために輸入された輸出令別表第 1 の 1 項に該当する貨物(武器)又はその貨物に内蔵され

た外為令別表の1項に該当する技術(プログラム)であつて、不具合による返品、修理又は異品のためのみに輸出する貨物や技術について一括して許可する制度。

(E) 特定子会社包括許可

一定の仕向地・品目の組合せの輸出について、我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する輸出に限り、包括的に許可する制度。

(2) 国際輸出管理レジームにおける貢献

我が国は、NSG(Nuclear Suppliers Group:核兵器関連貨物及び役務)、AG(Australia Group:生物・化学兵器関連貨物及び役務)、MTCR(Missile Technology Control Regime:ミサイル関連貨物及び役務)、WA(Wassenaar Arrangement:通常兵器関連貨物及び役務)のすべての国際輸出管理レジームに参加している。2020年はすべての国際輸出管理レジームにおいて通常の会合が中止もしくは延期となったが、一部レジームにおいてはオンライン会合が開催され、我が国も参加した。会合において、規制対象貨物リスト及び規制対象役務リスト見直しの議論の状況確認及び、輸出管理制度や懸念調達活動に係る情報交換等を行った。

(3) 防衛装備の海外移転について

防衛装備の海外移転について、2013年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」を受け、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、2014年4月1日に「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、防衛装備の海外移転に関する審査の 절차や基準を明確化した。これに従い、国家安全保障会議で審議を行うと共に、経済産業省は、防衛装備の海外移転の許可の状況について、年次報告書を作成することとなっている。2021年2月19日には、2019年度分の許可状況についての6回目の報告書を取りまとめた。2019年度の個別許可件数は全体で1,179件であり、案件の9割程度が自衛隊の装備品の修理等のためのものである。

(4) 輸出管理アウトリーチについて

大量破壊兵器等の拡散を効果的に防止し、国際社会の安全保障を確保するためには、アジア諸国が協力して厳格な輸出管理を実施することが不可欠である。このため、輸出

管理制度の整備が遅れているアジア諸国に対し、制度導入に向けた支援の一環として、以下の輸出管理アウトリーチ活動を実施している。

(ア) アジア輸出管理セミナー等

1992年度以降、アジア諸国の輸出管理政策担当部局を招へいし、毎年日本で開催してきた。輸出管理に係る経験やノウハウを共有し、輸出管理制度の整備に向けた方策や課題について理解を深めることで、アジア各国・地域における輸出管理の強化を支援することを目的としている。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け開催を中止した。

(イ) 産業界向けセミナー・専門家派遣・招聘研修

2020年度は、以下のアジア諸国を対象とした産業界向けセミナー、専門家による研修を実施した。

シンガポール、ミャンマー及びタイを対象に、現地企業及び日系企業に対し輸出管理の実効性向上を図ることを目的とした輸出管理セミナーをオンラインで開催した。また、フィリピン、ミャンマー及びタイを対象に、政府職員向けの能力向上研修を実施した。同研修では、輸出管理の必要性、違反事例や規制品目の説明、輸出管理内部規程(CP:コンプライアンス・プログラム)の導入例などの紹介をオンラインで行った。

(5) 安全保障分野での輸出管理の普及・啓発の促進

企業、大学・研究機関等に対する普及・啓発として、輸出関連企業等におけるCPの整備を通じた自主管理の支援を引き続き実施している。2020年度末時点で、CPを届け出た企業等は1,400社程度であった。

また、輸出関連企業等における安全保障貿易管理の徹底を図るため、2020年度は、新型コロナウイルスの影響下での外為法における輸出管理の執行状況を確認する立入・書面検査を50件程度、安全保障貿易管理説明会を60回程度実施した。併せて、企業の大多数を占める中小企業への普及・啓発及びアドバイザーによる輸出管理体制の構築支援等を行った。

加えて、大学等の輸出管理の強化のため、大学等の輸出管理の知見を有するアドバイザーを72の大学等に191回派遣した。これにより、安全保障貿易管理体制が未構築又

は構築したものの運用が十分でない大学等に対し体制構築や運用改善の支援等を行った。

2. 2. 国際条約遵守のため等に行う輸出管理

外為法第 48 条第 3 項及び輸出令の規定に基づき、国際収支の均衡を維持するため、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は外為法第 10 条第 1 項の閣議決定を実施するため、輸出管理を行っている。

具体的には、国際社会が持続可能な開発や適正な経済活動を維持するための様々な国際約束に基づく輸出管理、国内需要確保のための輸出管理（血液製剤等）、輸出急増等防止のための輸出管理（漁船）等を行っている。輸出令等の規定に基づきそれぞれの輸出管理の目的を履行する観点から、輸出管理を実施している。

2020 年度における輸出承認件数については、例えば野生動植物の保護を目的としたワシントン条約の規制対象種について、3,244 件の輸出承認を行った。また、特定有害廃棄物の汚染防止を目的としたバーゼル条約の規制対象貨物について、30 件程度の輸出承認を行った。他にも、有害化学物質の適正管理（ストックホルム条約、ロッテルダム条約、水俣条約）、紛争ダイヤモンドの管理（キンバリープロセス）、麻薬原料物質等の管理、オゾン層の保護（モントリオール議定書）等に基づく輸出管理等、2020 年度も厳格な輸出管理を実施した。

2. 3. 輸入管理

外為法第 52 条及び輸入貿易管理令（輸入令）の規定に基づき、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は外為法第 10 条第 1 項の閣議決定を実施するため、次の輸入管理を行っている。2020 年度も輸入令等の規定に基づき、それぞれの輸入管理の目的を達成する観点から、厳格な輸入管理を実施した。

（1）輸入割当・承認（輸入令第 9 条、第 4 条第 1 項第 1 号）

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入すること

のできる数量又は価額を経済産業大臣が割り当てる制度である。輸入者が輸入割当対象品目を輸入する際には、まず割当を受けた後、その枠内で輸入の承認を受けることが必要である。2020 年度の件数は、例えば水産物輸入割当が 1,624 件、特殊輸入割当・承認が 548 件であった。

（2）2号承認（輸入令第 4 条第 1 項第 2 号）

特定の地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入について経済産業大臣の承認を必要とする制度である。2020 年度の件数は、例えばさけ及びます並びにこれらの調製品が 907 件であった。

（3）2の2号承認（輸入令第 4 条第 1 項第 2 号）

全地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入について経済産業大臣の承認を必要とする制度である。2020 年度の件数は、例えば機械類が 2,300 件程度であった。

（4）事前確認・通関時確認

（ア）事前確認（輸入令第 4 条第 2 項）

特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認を必要とする制度である。2020 年度の件数は、例えばめろが 48 件、冷凍のかきが 1,721 件であった。

（イ）通関時確認（輸入令第 4 条第 2 項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類を税関に提出することを必要とする制度である。

2. 4. 対内直接投資の動向

外国投資家（外為法第 26 条）に該当するものが、

（1）国の安全等を損なう事態を生ずるおそれがある対内直接投資等に係る業種として告示で定めた業を行う我が国企業に対して対内直接投資等を行う場合（外為法第 27 条）

（2）国の安全を損なう事態を生ずるおそれがある特定取得に係る業種として告示で定めた業を行う我が国企業に対して特定取得を行う場合（外為法第 28 条）

のいずれかに該当するとき、所定の例外に該当する場合又は事前届出免除制度（後記参照）を利用する場合を除き、事前届出が必要となる。経済産業省においては、事業所管

省庁の一つとして、国の安全等の観点から届出内容について審査を行っている。

2020年5月8日、外為法の一部を改正する法律が施行された。本改正においては、問題のない投資を一層促進する観点から、外国投資家が経営への介入を制約する基準を遵守する場合には、株式取得等の事前届出を免除する「事前届出免除制度」が導入された。また、国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応のため、上場会社の株式取得時の事前届出の閾値を10%から1%へ引き下げ、さらに、外国投資家による役員への就任や事業譲渡・廃止等に関する行為規制も導入した。

また、2020年6月15日、コロナ禍において医療産業の国内製造基盤の維持が損なわれることで、公衆の安全の保護に支障をきたし、国の安全等が損なわれることがないよう、感染症に関する医薬品に係る製造業及び高度管理医療機器に係る製造業を指定業種に追加した。

2. 5. 為替管理

(1) 支払等〔許可〕

外為法第16条第1項に基づく外国為替令（外為令）第6条第1項の規定により、

(ア) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき、

(イ) 外為法第10条第1項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、財務大臣又は経済産業大臣の支払等の許可を必要としている。

(2) 特定資本取引〔許可〕

外為法第24条第1項に基づく外為令第15条第1項の規定により、

(ア) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき、

(イ) 外為法第10条第1項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、経済産業大臣の特定資本取引の許可を必要としている。

(3) 役務取引等〔許可〕

(ア) 外為法第25条第1項に基づく外為令第17条の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を、特定の外国において提供することを目的とする役務取引等は、許可制とされている。

(イ) 外為法第25条第5項に基づく外為令第18条第1項の規定により、次の役務取引は許可制とされている。

※鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

(ウ) 外為法第25条第6項に基づく外為令第18条第3項の規定により、

(A) 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき（※）、

(B) 外為法第10条第1項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときの役務取引等は、財務大臣又は経済産業大臣の許可を必要とする。

※宇宙開発に関する日米の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術の提供

2. 6. 経済制裁

懸念国の核・ミサイル問題や武力紛争等を解決する観点から、外為法に基づき、北朝鮮、シリア等に対する経済制裁を講じている。

(1) 北朝鮮に対する経済制裁措置

北朝鮮による日本人の拉致や2006年以降数次にわたる核実験等、また、2012年以降重なる弾道ミサイル発射及び核実験実施を受け、国連安保理決議や外為法第10条第1項などに基づき、以下の措置を講じ、執行している。

(ア) 資産凍結措置等

国連安保理決議に基づき、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者への資産凍結及び北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計

画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行われる支払等及び特定資本取引の禁止措置を講じている。さらに、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連計画その他北朝鮮に関連する国連安保理決議により禁止された活動等に関与する者に対しても資産凍結等の措置を講じている。2020年度末時点でこれら資産凍結等の措置の対象は、236団体・個人であった。

また、2016年2月には北朝鮮向け送金を原則禁止する措置、同年12月には、資産凍結として支払の受領を禁止する措置を講じた。

(イ) 輸出入全面禁止措置

北朝鮮をめぐる諸般の事情を勘案し、安保理決議に基づく制裁措置及び我が国独自の措置として、以下の措置について、閣議決定及び国会の事後承認を行った。

- ・2006年10月より、北朝鮮貨物の輸入全面禁止
- ・2006年11月より、奢侈品、大量破壊兵器等関連貨物の輸出禁止
- ・2009年6月より、輸出全面禁止

上記措置を講じたことにより、2009年6月18日以降、北朝鮮との輸出入は人道目的等に該当する場合を除き、全面禁止となっている。

(2) シリアに対する経済制裁措置

シリアをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等に対し、資産凍結等の措置を講じた(2011年9月)。2012年度には、シリア情勢が更に悪化する中で、欧州、米国諸国やアラブ連盟等の主導で行われている国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、資産凍結等の措置の対象者の追加を行った。

また、2013年度には国連安保理決議第2118号に基づき、化学兵器関連物資の輸入について禁止措置を実施し、2015年度には国連安保理決議第2199号に基づき、不法取得文化財の輸入について禁止措置を行った。現在はこういった措置に基づき、厳格な執行を行っている。

(3) ロシア等に対する関連措置

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断されることとして我が国が指定する者に対して資産凍結等の措置を講じ(2014年8月)、12月に資産凍結等の措置の対象者の追加を行った。

また、2014年度には、クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする全ての貨物に対する輸入制限措置を講じ、現在はこういった措置に基づき、厳格な執行を行っている。

(4) テロリスト等に対する経済制裁措置

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1390号、第1988号及び第1989号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバーン関係者及びその他のテロリスト等に対し資産凍結等の措置を講じてきている。

2020年度末時点で当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計522個人・団体であった。

3. 外為法に基づく許可承認等手続の電子化

外為法に基づく許可承認等の手続の多くは輸出入・港湾関連情報処理システム(以下、NACCS(ナックス)という)によりオンライン化されている。NACCS(Nippon Automated Cargo and port Consolidated System)とは、我が国の年間9,153万件の輸出入(2020年の税関の輸入許可件数6,966万件、輸出許可件数2,187万件的合計)に伴う税関その他関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務を一元的に処理する、年間処理件数6.8億件、参加企業12,000社、稼働率100%のシステムである。輸出入・港湾関連の各省庁の情報システムも2007年から順次NACCSに統合されている。

外為法に基づく許可承認等手続のオンライン化は、経済産業省が独自に開発した「貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS:Japan Electronic open network TRade control System)」による2000年4月のサービス開

始が始まりである。その後、輸出入・港湾関係の情報システムはNACCSに統合していくという政府の方針の下、JETRASは2010年2月に「NACCS貿易管理サブシステム」としてNACCSに統合された。2020年6月にはハードウェアの共有やデータ連携をこれまで以上に高めた統合版「NACCS外為法関連業務」がリリースされた。

近年、コロナ禍への対応を通じ、対面でのやりとりを必要としないデジタル社会の構築が、国民生活の利便性の向上だけでなく、緊急時への対応の観点からも重要であることが認識されている。デジタルトランスフォーメーション推進・業務効率化・働き方改革・テレワークなど急速に進行する潮流を踏まえ、手続のデジタル化・オンライン化の加速を通じ、利便性が高く、かつ、様々な危機にも順応性の高い社会構造への転換を進めることが急務となっている。外為法に基づく許可承認等の手続においても、2020年度はワシントン関連貨物の申請項目の見直し（削減）、バーゼル移動書類交付申請手続きの電子化等の更なるシステム改善を行った。その結果、2020年度の電子申請利用率は60.6%、同電子通関率は78.6%に達した。

4. 経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（2005年4月発効）」を始めとする経済連携協定においては、我が国と相手国との間で取引される物品について、

（1）WTO（世界貿易機関：World Trade Organization）協定に基づく最恵国税率よりも低い特惠税率が適用される原産品を認定するための要件（原産地規則）

（2）原産品であることを証明する原産地証明書の発給・確認の手続
等が規定されている。

我が国において発効済みのEPAにおいて導入している原産地証明制度は、以下のとおりである。

- ・第三者証明制度（輸出国政府（又は輸出国政府が指定する発給機関）が原産地証明書（第一種特定原産地証明書）を発給する制度）
- ・認定輸出者自己証明制度（輸出国政府による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書（第二種特定原産地証明書）を作成できる制度）

・自己申告制度（輸出者、生産者又は輸入者が自ら原産地証明書を作成できる制度）

第三者証明制度は、日シンガポールEPA、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）11協定、日EU（欧州連合）EPA及び日英EPAを除く、我が国において発効済みの経済連携協定において導入されており、経済産業大臣が経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「原産地証明法」という。）に基づき指定した発給機関である日本商工会議所が第一種特定原産地証明書の発給業務を実施している。2020年度の第一種特定原産地証明書の発給件数は、255,223件であった。（2018年度：316,119件、2019年度：295,489件）。認定輸出者自己証明制度については、日スイスEPA、日ペルーEPA及び日メキシコEPAの3協定においてのみ導入されており、経済産業大臣が原産地証明法に基づき、輸出者の認定を行っている。同認定に基づき、輸出者自らが原産地証明書を作成することができる。

自己申告制度については、我が国において発効済みの経済連携協定のうち、日オーストラリアEPA、TPP11協定、日EU EPA、日英EPAにおいてのみ、導入されており、上記原産地証明法に基づく輸出者の認定を受けることなく、輸出者、生産者又は輸入者が自ら原産地証明書を作成することができる。

2019年度に引き続き、「原産地証明関連対策事業」の2020年度予算措置を講じ、経済連携協定に基づく原産地証明制度に関するセミナー等を開催した。加えて、同制度に関する普及啓発活動を行うとともに、輸出者等が原産地証明制度を円滑に活用できるようにするため、輸出者等からの相談に対応する窓口を設置した。

5. 貿易救済措置等

5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード

・不当廉売関税（「関税率法」第8条）

不当廉売関税制度とは、不当廉売された貨物の輸入が我が国産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を賦課するものである。

2020 年度においては、6 月に大韓民国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税の課税に関する調査を、8 月に大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウム（課税期間延長）に対する不当廉売関税の課税に関する調査を開始した。また、2020 年 9 月に中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関税の課税を決定した。また、国内企業が不当廉売関税の課税申請を検討する際の参考となるよう、「アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケース」を策定した。

5. 2. 関税割当制度

（1）輸入数量制限の撤廃及び関税割当制度の導入の経緯

我が国は、米国及び EU（当時 EC）との GATT（関税と貿易に関する一般協定）28 条交渉の合意に基づき、1986 年 4 月、皮革・革靴等の輸入割当制度（IQ）を撤廃し、関税割当制度（TQ）を導入した。

また、2005 年には日メキシコ EPA に基づく「皮革・革靴」、「くえん酸及びくえん酸カルシウム」の関税割当制度も導入された。ただし、同 EPA に基づく皮革・革靴の TQ については、協定に基づき 2014 年 3 月をもって無税となったため廃止され、現在は、「くえん酸及びくえん酸カルシウム」のみとなっている。

（2）関税割当制度の概要

本制度は「関税定率法」第 9 条の 2 及び「関税暫定措置法」第 8 条の 5 第 2 項に基づき、特定の物品について 2 段階の関税率を定め、一定数量（関税割当数量）の範囲内での輸入に対し、低い関税率を適用するものである。経済産業省では、皮革（①牛馬革（染着色等したもの）、②牛馬革（その他のもの）、③羊革・やぎ革（染着色等したもの））、④革靴（革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。））の 4 品目の割当てを 2020 年度も実施した。なお、関税割当数量は、「関税割当制度に関する政令」において定められており、2020 年度の割当数量及び申請件数は、以下のとおり。

①牛馬革（染着色等したもの）

割当数量：1,466 千㎡、申請件数：116 件

②牛馬革（その他のもの）

割当数量：214 千㎡、申請件数：28 件

③羊革・やぎ革（染着色等したもの）

割当数量：1,070 千㎡、申請件数：40 件

④革靴

割当数量：12,019 千足、申請件数：1,139 件

また、日メキシコ EPA に基づく「くえん酸及びくえん酸カルシウム」の割当てを 2020 年も実施した。割当数量は同 EPA において定められており、2020 年度の割当数量及び申請件数は、以下のとおり。

割当数量：200 トン

申請件数：0 件（申請実績なし）